

貸す圓六十八萬、高代費五十二萬、費合費三十六萬、具其力十萬、精練練費二圓廿八、小計練
習味し手具林谷の補給、小計人二百五、の地主費、附于廿廿、附于廿二、附于廿二、附于廿二、附
二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、
廿一、廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七、廿八、廿九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、
四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、
六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、
八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、
一百

土農會指し農民共同啓明

★農民は全農へ!!

全農農民組合は昭和三年五月、其頃の二大組合
だつた日本農民組合と全日本農民組合とが農民戰
線統一の大目的の爲に大阪で合同大会をあげて出
來た組合である。この日農(今の日農)と連合は
大正十一年神戸で杉山、賀川氏等が創立した日本
で一番古い組合であるから、その精神をうけつた
だ全農が結局日本最古の組合といふべきになる。
全農は昭和六年全農派が分裂したのち、未
組織の農民を加入させるや、單獨組合を合併す
るや、荒れた戦線を再建するや、したのでぜひ
組合員もふえ昭和七年十月の計算で、十五萬七千名
となつて居り、支部の数が千二百七十八支部で聯
合會が一道三府三十五縣に互に確立し全農の大旗
がひろめいてゐる。

我が福岡縣聯合會は昭和七年十月十七日、企
那余教町北方に於いて全農中央委員長杉山元治郎
氏、新潟縣聯合會村松一氏その他列席のもとに
縣内二大單獨組合たる北農前農民組合、筑後農民
組合が解消加盟し、總本部直屬の行橋、今佐、豊
川、泉、豐津、刈田各支部、日農有志、福佐有志
多數参加して盛大に結成されたものである。

綱領

- 一 組合の闘争によつて農民の生活を保障する如き小作條件を獲得する
- 二 働かぬ土地の完全なる権利を確保する土地制度の制定を期す
- 三 小作農、農業労働者、小作自作農を組合に團結させ全農的組織の完成を期す
- 四 農村無産大衆をして對外的安本主義的建黨思想上より獨立させ都市の労働階級と協力し建黨建國を期す

規約(抄)

第一章 總則
第一條 本聯合會は全國農民組合福岡縣聯合會と稱し、其の事務所を筑前國久留米郡久留米町に設け、その活動の範圍を福岡縣に置く。
第二條 本聯合會は本組合の宣言、綱領及決議の貫徹を期すを以て目的とする。
第三條 本聯合會は福岡縣に於ける小作農、小作自作農及日備農其他本組合の承認したるものを以て構成す。
第二章 機關
第四條 大會は本聯合會の最高決議機關にして本聯合會の主要な事項一切を審議す。第七條 大會は毎年一回委員長の之を召集し前年選定した

る時期及場所に於て開催す。執行委員會に於て必要と認めたる場合は臨時大會を召集することを得。臨時大會を召集し得る時は擴大執行委員會を召集することを得。擴大執行委員會の構成は執行委員會に於て決定す。第十一條 大會は執行委員長、書記長、會計各一名執行委員若干名を選出するものとす。執行委員選出の比率及方法は別に之を定む。
第三章 組織
第十二條 縣聯合會は本會の常務執行指導機關にして執行委員會より次回執行委員會に至る迄の全活動を指導し支部に拘束力ある方針を與ふるものとす。第十四條 常任委員會は本聯合會の常務の執行機關にし

て特に緊急の場合には執行委員會に代りて審議執行す。但此の場合には次回執行委員會の承認を経ることを要す。第十五條 常任委員會は委員長、常任委員、會計及書記長を以て構成す。常任委員は執行委員會に於て互選するものとす。第十九條 縣聯合會本部は常務執行指導の完全を期する爲に左の部門を置く。
總本部、政治部、財務部、宣傳部、事業部、青年部、教育部、争議部、法律部。
執行委員會
第十五條 執行委員會は本聯合會最高の執行機關にして大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議決定す。但此の場合には次回大會の承認を得ることを要す。
第十七條 執行委員會は年數一回執行委員長を召集す。但執行委員三分の一以上の要求ありたる場合は執行委員長は直ちに之を召集することを得。
第三章 組織
第十九條 班(一部落、手)を區域とし數名の組合員を以て組織し必要に應じて其の下に組を組織す。
第三十條 支部は一町村を區域とし班二個以上若くは組合員十名以上を以て組織する時は支部を新たに設立する時は支部規約及組合員名簿に所定の組合費一ヶ年分を添へ聯合會に提出し其承認を得ることを要す。該地方に出張所無き時は聯合會本部に直屬するものとす。
第四章 會計
第三十條 本組合の經費は組合員の負擔とす。
第三十一條 組合は總本部費、聯合會費、支部費として二圓五十錢を毎年十一月中に前納すべきものとす。支部は其の狀勢に依り別に競争資金制度を設けることを得。
第三十五條 縣聯合會の經費豫算は執行委員會に於て豫案を作成し大會の協賛を経ることを要す。
第三十六條 縣聯合會の經費豫算は大會の承認を得ることを要す。第七條 執行委員會の承認を得るに非ざれば豫算外の支出をなすを得ず。

第五節 罰則
第三十條 聯合會所屬の支部出張所及個人に於て本聯合會の宣言、綱領、規約、大會の決議及執行委員會議に服せざる場合は執行委員會又は大會に於て除名することを要す。
第四十條 除名の決議は凡て定員の三分の二以上出席し三分の二以上之に同意することを要す。

總本部
大阪市此花區上福島南三ノ五、六
東京市芝區東山本五、四、三、二、一
中央委員長 杉山元治郎
組織部長 前川正一
政治部長 吉岡八十一
國際部長 黒田海男
機關部長 渡邊滋
產業部長 初田季太郎
全農辯護士團
山崎今網彌 水谷長三郎
大河 榮 中村 高一
吉川 賢一 細野三千雄
三輪 壽太郎 廣生 久
河上 丈太郎
加入申込所
福岡縣聯合會
小倉市外企救町北方同筑後出張所
三井郡善導寺村電話第十四番
埴利産農民労働學校
京都郡兼井村

加入申込書【縣聯用】

氏名	年月日生	現住所	小反別 作反別 地反別 主別	状況
支部 昭和 年 月 日受付				

取 締 取

加入申込書【支部用】

氏名	年月日生	現住所	小反別 作反別 地反別 主別	状況
支部 昭和 年 月 日受付				

加入希望者は左の申込書に記入調印し組合費貳圓五拾錢を添へ申込下さい。